

# 平成 25 年度実施 田原市職員採用試験募集要項

平成 26 年 4 月 1 日に田原市職員として採用予定の者を次のとおり募集します。

## 1 職種、予定人員、受験資格等

募集職種	採用予定人員	資格要件
事務職	6 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた方
事務職（身体障害者対象）※1	2 人程度	昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた方
技術職（土木）	2 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた方
技術職（土木・有資格者）	2 人程度	昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、1 級土木施工管理技士の資格を有する方
技術職（保健師）	1 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方又は平成 26 年 3 月末日までに取得見込みの方
学芸員	1 人程度	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方又は平成 26 年 3 月末日までに取得見込みの方。（ただし、学校教育法に定める大学若しくは大学院で考古学等を専攻し、卒業若しくは修了した方）
保育職（新卒など）	3 人程度	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方又は平成 26 年 3 月末日までに取得見込み※2の方
保育職（社会人）	1 人程度	昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた方で、保育士資格を有する方
消防職	5 人程度	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた方
消防職（救急救命士）	1 人程度	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、救急救命士資格を有する方（平成 26 年 3 月末日までに受験資格取得見込みを含む）
<p>※1 身体障害者手帳を所持している人で、活字印刷文による筆記試験及び口頭試問の試験に対応でき、介護者なしに職務遂行が可能な人が受験できます。申込みの際、身体障害者手帳等の写しを提出してください。</p> <p>※2 大学・短大の幼児教育科等の指定保育士養成施設で修学していない保育職の受験希望者は、受験時点で保育士の資格を取得していなければ、受験することはできません。</p>		

## 2 試験日程・会場等

### (1) 第 1 次試験

期 日	平成 25 年 7 月 28 日（日）	
会 場	田原市役所（南庁舎 6 階 講堂 ほか）	
試 験 内 容	事務職 保育職（新卒など） 保育職（社会人）	教養試験、作文試験
	技術職（土木） 技術職（土木・有資格者）	教養試験、専門試験（数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質工学）土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工）
	技術職（保健師）	教養試験、専門試験（公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論）
	学芸員	教養試験、専門試験（記述・実技）
	消防職 消防職（救急救命士）	教養試験、作文試験

※上記のほか、消防職は「消防適性検査」を、その他の職種については「事務適性検査」及び「職

場適応性検査」を実施します。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者について、期日、会場を指定し、面接試験を実施します。なお、消防職については、体力測定を併せて実施します。

3 受験手続

(1) 申込み方法

ア インターネットによる受験申込み（あいち電子申請総合窓口から）

イ 田原市指定の受験申込書（ホームページに掲載された様式をプリントしたもの使用可）を郵送又は持参

(2) 受付期間

平成25年6月3日（月）から同月27日（木）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）で午前8時30分から午後5時までの時間。なお、郵送の場合は、平成25年6月27日（木）の消印まで有効とします。

(3) 提出先

田原市役所総務部人事課

(4) 受験票

ア インターネットによる申込者はインターネット上で受験票をダウンロード又は受付結果通知のメールに添付

イ 郵送又は持参による申込者は、受験申込書審査後に郵送

(5) その他

ア 受験申込時には、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書、資格取得証明書等の添付は必要ありません。1次試験合格者について、これらの書類の提出が必要となります。

イ 日本国籍を有しない方については、市町村の発行する外国人登録証明書の添付が必要です。

4 採用予定日

平成26年4月1日

5 その他注意事項

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方又は外国籍の方で永住者又は特別永住者の在留資格のない方は受験できません。

(2) 採用後の給与は、「田原市職員の給与に関する条例」に基づき支給します。例えば、平成25年4月1日に採用された大学新卒者の初任給は、172,200円です。また、学校の卒業後に就業経験等を有する者は、上記の初任給に一定額が加算される場合があります。

(3) 外国籍の方は、採用後の任用については一部制限があります。

(4) その他詳しいことは、田原市役所総務部人事課へお問い合わせください。

田原市役所 総務部 人事課

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL 0531-23-7404

URL <http://www.city.tahara.aichi.jp>

E-mail [jinji@city.tahara.aichi.jp](mailto:jinji@city.tahara.aichi.jp)